

# 品川区公衆喫煙場所 設置・維持管理費 助成制度のご案内



## 【喫煙場所の要件】

(1)	床面積が内法寸法で <b>2.5</b> m <sup>2</sup> 以上かつ収容人数が <b>2</b> 名以上であること
(2)	一般に開放し、無料で利用できること
(3)	利用可能時間帯等が広く一般に利用できるものであること (おおむね1日8時間以上かつ週5日以上)
(4)	給気のために必要な開口部を除き、壁および天井で囲まれた閉鎖型の構造物であり、専ら喫煙のために利用されることを目的としていること
(5)	出入口に扉を設けていること
(6)	排気設備を設けており、排煙が人の往来が多い区域または他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること
(7)	出入口において、喫煙場所内に向かう風速が秒速0.2m以上であること ただし、喫煙場所内から非喫煙スペースに向けてたばこの煙が流れない等の対策が取られている場合は、この限りでない(屋内に喫煙場所を設置する場合に限る)
(8)	喫煙場所の出入口等に、区が指示する内容を記載した案内表示等をしていること
(9)	喫煙場所の名称、所在地等を区ホームページ等に掲載し、広く一般に周知する等、喫煙場所の周知活動に協力していること
(10)	法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態および運営であること
(11)	設置について近隣住民等の理解を得られていること
(12)	周辺的生活環境の改善に効果があると認められること
(13)	供用開始の日から少なくとも5年間は継続して運営する見込みであること (設置のみ)

※ 助成制度の活用を検討される場合は、必ず事前にご相談願います。

**【助成金額等】**

## 1 設置費用に対する助成金（初回のみ助成）

喫煙場所	喫煙場所の内法面積	交付対象経費の上限額	助成率	交付対象経費
屋内	2.5㎡以上5㎡未満	200万円	10/10	工事費、設備費、備品購入費、機械装置費等、喫煙場所の設置に係る費用（用地取得費用を除く。）
	5㎡以上10㎡未満	400万円		
	10㎡以上15㎡未満	600万円		
	15㎡以上20㎡未満	800万円		
	20㎡以上	1000万円		
屋外 （コンテナ型等）	2.5㎡以上4㎡未満	300万円		
	4㎡以上5㎡未満	400万円		
	5㎡以上6㎡未満	500万円		
	6㎡以上7㎡未満	600万円		
	7㎡以上8㎡未満	700万円		
	8㎡以上9㎡未満	800万円		
	9㎡以上10㎡未満	900万円		
	10㎡以上	1000万円		

※千円未満の端数は切り捨てです。消費税は対象外です。

## 2 維持管理費用に対する助成金

交付対象経費	交付対象経費の上限額	助成率
家賃、店舗・駐車場および喫煙ブースの賃借料および更新料、電気代、空気清浄機の保守点検に関する費用、火災保険料、清掃・ゴミ処理委託費等、喫煙場所の維持管理に係る費用	150万円/年	10/10

※千円未満の端数は切り捨てです。消費税は対象外です。

**【助成対象者】**

- (1) 品川区内に建築物を所有する方
- (2) 品川区内の建築物を使用する方
- (3) 品川区内の所有または使用する敷地内に喫煙所を設置しようとする方

**【問い合わせ先】**

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区地域振興部地域活動課生活安全担当（第二庁舎6階）

電話：03-5742-6592